

令和8年度 オーガニックアカデミー品目別コース委託業務 仕様書（案）

長野県 農政部 農業技術課

長野県が、受託者に委託する令和8年度 オーガニックアカデミー品目別コース委託業務の仕様は以下のとおりとする。

1 目的

県内における有機農業の取組は着実に進展しているものの、慣行農業と比較して技術体系の確立や安定した収量・品質の確保、販路の確保などの課題がある。また、担い手の高齢化や新規就農者の確保・育成も重要な課題となっており、有機農業志向者等を対象とした体系的な知識及び技術の習得機会の充実が求められている。

県では第4期長野県食と農業農村振興計画の推進にあたり、本県における有機農業の取り組みをさらに拡大するべく、有機農業を実践する上で必要な基礎となる技術や知識（土壌の基礎知識、害虫の発生活消長や習性、病気の発生のメカニズム・防除対策および経営等）の習得や、栽培技術向上を図るため、県内において有機農業での農業経営を目指す意欲のある新規就農者等を対象とした講座『オーガニックアカデミー』を開催する。

アカデミーでは、県内の主な有機栽培品目である水稲及び野菜における有機農業の技術や、経営管理手法について実践的に学ぶ「品目別コース」を設けることにより、受講者の技術力向上及び経営の安定化を図るとともに、有機農業の取組面積の拡大を推進することを目的とする。

2 業務内容

(1) 有機 JAS 制度に関する基本講座（座学）

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で講座内容やカリキュラム等を企画・設計し、講座を実施すること。

実施時期	契約期間内に実施
対象者	有機農業を志向する農業者等、市町村・JA 職員等
講座テーマ（仮）	有機 JAS 認証制度について
実施場所	対面・オンライン講座（会場は別途調整）
講座内容	有機 JAS 認証制度の仕組みや基礎知識、認証取得に向けた過程について学ぶことができ、有機農業志向者や農業経験の浅い新規就農者、JA・市町村職員でも理解できる内容とすること。

(2) 有機水稲・有機野菜の栽培に関する講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で講座内容やカリキュラム等を企画・設計し、①、②の各講座を期間内に東信地域で1回、北信地域で1回、中信地域で1回、南信地域で1回、計8回以上実施すること。

① 有機水稲に関する講座

実施時期	令和8年8月上旬から令和9年2月上旬
対象者	有機農業を志向する農業者等、市町村・JA 職員等

講座テーマ（仮）	有機水稻に関する栽培技術及び現地ほ場視察
実施場所	県内の会場（東信、北信、中信、南信）
研修内容	座学では有機水稻に関する基礎知識、栽培技術や雑草防除対策技術についての内容とすること。 有機水稻栽培の実態について、受講者が実際の生産現場のイメージをつかめるよう、必要に応じて現地ほ場視察・見学を行うこと。 視察・見学先の選定については受託者が実施すること。

② 有機野菜に関する講座

実施時期	令和8年8月上旬から令和9年2月上旬
対象者	有機農業を志向する農業者等、市町村・JA職員等
講座テーマ（仮）	有機野菜に関する栽培技術及び現地ほ場視察
実施場所（仮）	県内の会場（東信、北信、中信、南信）
研修内容	座学では有機野菜に関する基礎知識、栽培技術や雑草防除対策技術、緑肥の活用等について講座内容に含めること。 有機野菜栽培の実態について、受講者が実際の生産現場のイメージをつかめるよう、必要に応じて現地ほ場視察・見学を行うこと。 視察・見学先の選定については受託者が実施すること。

(3) 共通事項

- ① 研修開催時は県と共同で会場運営を行うこと。
- ② 受講者の研修内容に対する理解を深め、今後の被害対策の一助とするため、研修以外の時間に、必要に応じ個別相談等を実施すること。
- ③ 研修開催に必要なテキスト等資料や資材について作成・準備すること。

3 契約期間

契約締結日から、令和9年2月26日（金）まで

4 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

5 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

6 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。

- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

7 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。
なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - イ 天災その他の不可抗力による損害。
 - ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

8 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

9 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

10 委託成果品について

- (1) 成果品
業務完了報告書（上記業務を記録した写真や使用した資料等を含む）を提出すること。（紙1部及びデータ一式）
- (2) 提出期限及び提出先
成果品は、令和9年2月26日（金）までに、農政部農業技術課に提出するものとする。
- (3) 中間報告
履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。
- (4) 著作権
本委託業務の報告書等の成果品の著作権は、原則、委託者が所有するものとする。ただし、受託者が著作権を有しない著作物については、その限りではない。

11 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、長野県知事 阿部 守一のことをいう。
- (2) 「受託者」とは、() のことをいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「契約書」とは、長野県財務規則第 140 条により作成された業務委託契約書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書及び企画書をいう。
- (6) 「指示」とは、委託者が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (8) 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「承諾」とは、受託者が委託者に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (12) 「提出」とは、受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (14) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (15) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- (16) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために受託者と委託者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (17) 「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。

12 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (6) 受託者は、事業実施にあたり委託者と十分協議し、事故防止に努めること。